

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI)
「相談・救済研究会」(第1回)

「救済メカニズム」とは
(ビジネスと人権 NAP)

2021年7月13日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

コンサルティング事業本部 サステナビリティビジネスユニット

サステナビリティ戦略部 櫻井 洋介

講演者紹介

三菱UFJリサーチ & コンサルティング株式会社(MURC)
コンサルティング事業本部 サステナビリティビジネスユニット
サステナビリティ戦略部 シニアコンサルタント 櫻井 洋介



■ 略歴

大手損害保険会社勤務の後、英国留学。帰国後、国際協力系シンクタンクの研究員、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)における海外ビジネス展開支援業務、監査法人におけるESGコンサルティング業務の経験を経て、MURC入社。

早稲田大学法学部卒業、英国エセックス大学ロースクール国際人権法専攻修了。一橋大学大学院国際企業戦略研究科経営法務専攻博士課程在籍中(労働法)。

国際協力系シンクタンクでの勤務経験を有し、SDGsの前身であるMDGs(ミレニアム開発目標)の時代から、ODA等を通じて本分野に関与している。その後、JETROやコンサルティングファームにて、ビジネスの観点から一貫して持続可能な開発やサステナビリティに関連する業務に従事している。

国際人権法分野で国際的にも著名な英国エセックス大学のロースクールで国際人権法を専攻し、社会保険労務士資格を有しながら大学院博士課程で労働法の研究に従事する等、ESG全般の中でも、特に「ビジネスと人権」や「労務」といった「S(社会)」の領域を専門とする。外務省の「ビジネスと人権に関する行動計画」の策定にも関与する等、サステナビリティに関する官公庁案件にも多数従事。

■ 資格等

社会保険労務士／東京商工会議所認定 健康経営エキスパートアドバイザー／メンタルヘルスマネジメント検定 I 種(マスターコース)合格
RBA (Responsible Business Alliance: 責任ある企業連盟) 監査員研修 修了 等

■ 専門領域

ビジネスと人権(人権方針策定、人権対応の体制構築、人権研修等)／労働CSR／サプライチェーンCSR監査／CSR調達／健康経営／障害者雇用
ESG・CSR・サステナビリティ戦略策定／非財務情報開示／ESG評価向上

■ 所属

日本労働法学会／国際人権法学会／障害学会／Global Business and Human Rights Scholars Association

■ 主なパブリシティ

- ・BSテレ東「日本はこうなる!? ～2021年を生き抜くビジネス戦略～ SDGs」
- ・『2021年 日本はこうなる』(共著)(東洋経済新報社, 2020年)
- ・ビジネスと人権に関する国際的潮流 ー責任ある企業行動と人権デューデリジェンスー(2019年9月18日)
- ・コロナ影響下におけるサプライチェーン上の社会的責任(2020年6月17日)
- ・ビジネスと人権に関する国別行動計画の策定ー日本企業への影響と示唆ー(2020年10月29日) 他 講演多数

本日の目次

I. ビジネスと人権における「救済メカニズム」とは

II. ビジネスと人権に関する行動計画(NAP)

III. 国内における「救済メカニズム」の課題

1. ビジネスと人権における「救済メカニズム」とは

国際人権法上の「効果的救済(effective remedy)」

■ 世界人権宣言 8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、**権限を有する国内裁判所による効果的な救済**を受ける権利を有する。

■ 自由権規約 2条3項

この規約の各締約国は、次のことを約束する。

- (a) この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、**効果的な救済措置**を受けことを確保すること。
- (b) **救済措置**を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の権限のある機関によって決定されることを確保すること及び**司法上の救済措置**の可能性を発展させること。
- (c) **救済措置**が与えられる場合に権限のある機関によって執行されることを確保すること。

■ 社会権規約委員会「一般的意見3 締約国の義務の性格(規約2条1項)」

立法に加えて、適当と考えられうる措置の中には、国内法制に従い司法判断に適すると考えられる権利に関しては、**司法的救済**を与えることがある。

■ ヨーロッパ人権条約 13条

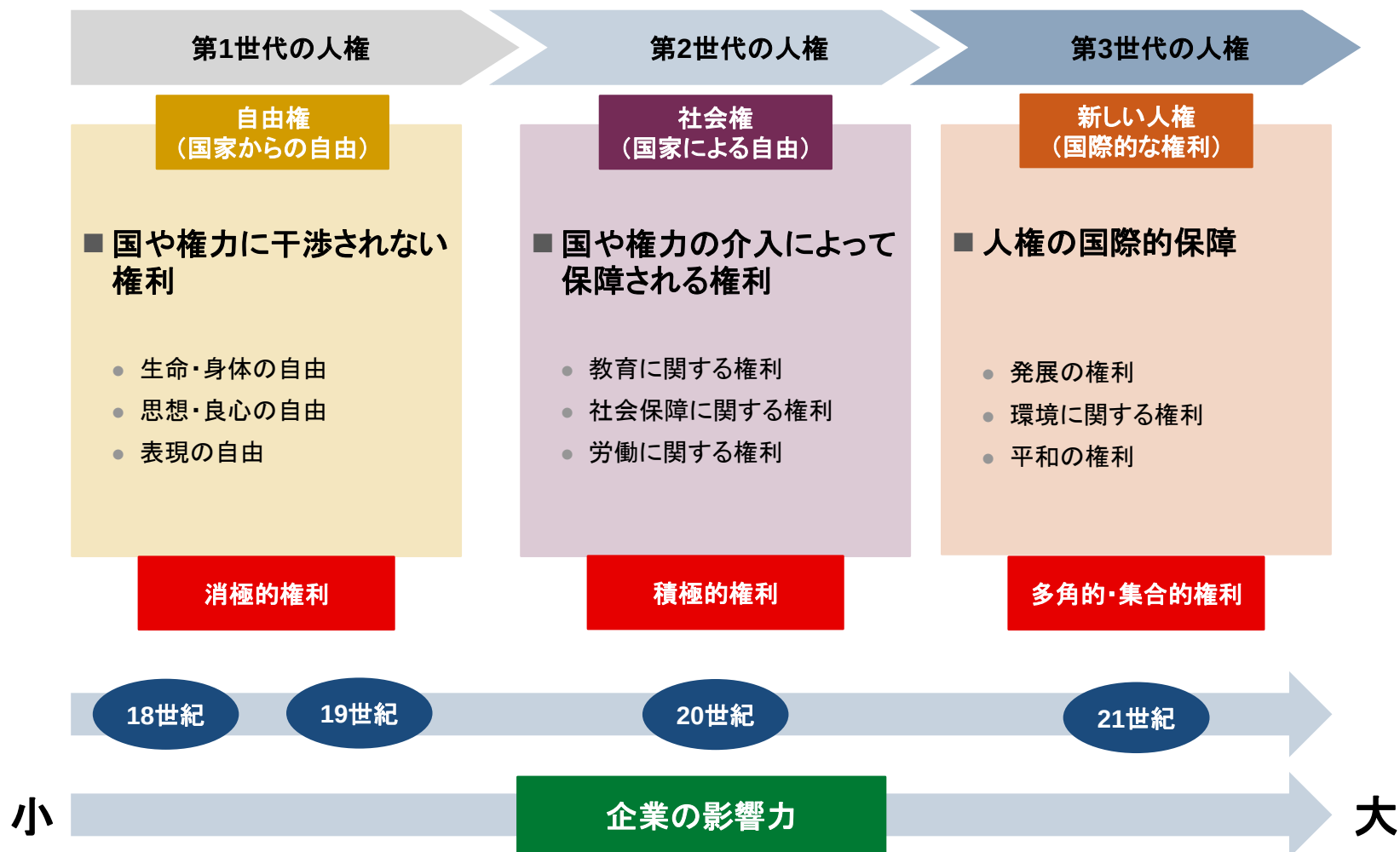
この条約に定める権利及び自由を侵害された者は、公的資格で行動するものよりその侵害が行われた場合にも、**国の機関の前において効果的な救済措置**を受ける。

■ 国際人権法の重大な違反および国際人道法の深刻な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則とガイドライン **VIII 被害者が救済を受ける権利**

(a)平等かつ実効的な司法へのアクセス、(b)被った被害に対する十分で実効的かつ迅速な賠償、違法行為と賠償制度に係る関連情報へのアクセス。

人権概念の発展

- 時代や社会の変化によって人権の概念は拡大しており、それに応じて、人権保障の担い手も拡大しつつある。



(ご参考) 企業の影響力の増大(世界の経済主体ランキング)

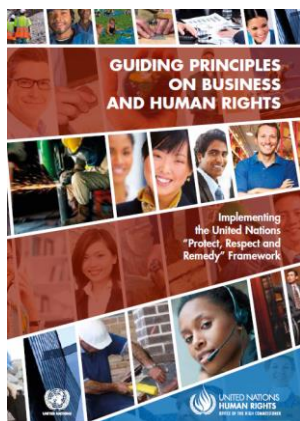
1	米国	21	トヨタ自動車	41	トルコ	61	上海汽車集団	81	日本電信電話 (NTT)
2	中国	22	フォルクスワーゲン	42	インドネシア	62	ベライゾン	82	中国鉄路工程総公司
3	日本	23	ロシア	43	デンマーク	63	アリアンツ	83	ザ・ホーム・デポ
4	ドイツ	24	ベルギー	44	エクソールグループ	64	アルゼンチン	84	中国鉄建
5	フランス	25	BP	45	AT&T	65	クローガー	85	ゼネラル保険会社
6	英国	26	エクソンモービル	46	ゼネラル・モーターズ	66	中国農業銀行	86	バンク・オブ・アメリカ
7	イタリア	27	パークシャー・ハサウェイ	47	フォード	67	GE	87	エクスプレス・スクリップス
8	ブラジル	28	インド	48	中国建築	68	中国人寿保険	88	ウェルズ・ファーゴ
9	カナダ	29	アップル	49	フォックスコン	69	ウォルグリーン	89	ギリシャ
10	ウォルマート	30	スイス	50	アメリソース・バーゲン	70	BNP パリバ	90	ルクオイル
11	スペイン	31	ノルウェー	51	中国工商銀行	71	日本郵政	91	ボーイング
12	オーストラリア	32	サムスン電子	52	アクサ	72	中国銀行	92	東風汽車集団
13	国家電網公司	33	マッケソン	53	トタル	73	JPモルガン・チェース	93	台湾
14	オランダ	34	グレンコア	54	中国平安保険	74	連邦住宅抵当公庫	94	ポルトガル
15	中国石油化工集团公司	35	ユナイテッドヘルスG	55	本田技研工業	75	ガスプロム	95	イスラエル
16	中国石油天然気集团公司	36	オーストリア	56	中国建設銀行	76	プルデンシャル	96	南アフリカ共和国
17	韓国	37	サウジアラビア	57	トラフィグラ	77	BMW	97	シーメンス
18	ロイヤル・ダッチ・シェル	38	ダイムラー	58	シェブロン	78	アルファベット	98	フィリップス66
19	メキシコ	39	CVSヘルス	59	カーディナルヘルス	79	中国移動通信	99	カルフル
20	スウェーデン	40	アマゾン	60	コストコ	80	日産自動車	100	ネスレ

(出所) Global Justice Now, 69 of the richest 100 entities on the planet are corporations, not governments, figures show (2018)よりMURC作成

<https://www.globaljustice.org.uk/news/69-richest-100-entities-planet-are-corporations-not-governments-figures-show/>

ビジネスと人権に関する指導原則の登場

- 企業の活動が国境を越え、企業が人権に及ぼす影響力もますます拡大していく中、「ビジネスと人権に関する指導原則」は、国際的なスタンダードとして幅広く認知されている。



人権を保護する国家の義務

人権を尊重する企業の責任

救済へのアクセス

【ビジネスと人権に関する指導原則】

- 2011年に国連人権理事会にて全会一致で承認された、全ての国と企業が遵守すべき、人権に関する国際基準。上記3つの柱で構成されている。
- 法的拘束力は持たないものの、策定過程において企業を含むあらゆるステークホルダーが交渉に参加しており、ソフトローとしての高い正当性を有していることから、ビジネスと人権に関連するあらゆるガイダンス文書の基礎となっている。

(出所) 国連ビジネスと人権に関する指導原則よりMURC作成。本スライド以降、指導原則の日本語訳は、国連広報センターWebサイトに基づく。

https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

指導原則における救済メカニズム①

- 権利と救済には密接な関係がある。人権が侵害された場合、その権利の保有者は義務を負担する者に救済措置を求めることができなければならない。救済措置は実効性のあるものでなければならない、そうでなければ権利は実際にはほとんど意味をなさない。したがって、「被害に対する効果的な救済を受ける権利は、国際人権法の中核的な原則である」

(General Assembly, Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, A/72/162 (18/07/2017)より)

【指導原則における「救済」】

原則1（人権を保護する国家の義務）

- 国家は、その領域及び／または管轄内で生じた、企業を含む第三者による人権侵害から保護しなければならない。そのために、実効的な政策、立法、規制及び裁定を通じてそのような侵害を防止し、捜査し、処罰し、そして補償するために適切な措置をとる必要がある。

原則22（人権を尊重する企業の責任）

- 企業は、負の影響を引き起こしたこと、または負の影響を助長したことが明らかになる場合、正当なプロセスを通じてその是正の途を備えるか、それに協力すべきである。

原則25（救済へのアクセス）

- ビジネスに関連した人権侵害から保護する義務として、国家は、その領域及び／または管轄内において侵害が生じた場合に、司法、行政、立法またはその他のしかるべき手段を通じて、影響を受ける人々が実効的な救済にアクセスできるように、適切な措置を取らなければならない。

指導原則における救済メカニズム②

- 指導原則上の救済は、司法型・非司法型に分かれており、非司法型については、国家が提供するもの（国家基盤型）と、企業やマルチステークホルダーが提供するもの（非国家基盤型）に分かれている。

国家基盤型の司法的メカニズム

原則26

- 国家は、企業活動に関連した人権侵害に対処する際に、国内の司法メカニズムの実効性を確保するため、救済へのアクセス拒否になるような法的、实际的及びその他これに関連するような障壁を減らすための方策を考えるなど、しかるべき手段をとるべきである。

国家基盤型の非司法的苦情処理メカニズム

原則27

- 国家は、ビジネスに関連した人権侵害を救済するための包括的な国家制度の一部として、司法的メカニズムと並行して、実効的で適切な非司法的苦情処理メカニズムを設けるべきである。

非国家基盤型の苦情処理メカニズム

原則29

- 苦情への対処が早期になされ、直接救済を可能とするように、企業は、負の影響を受けた個人及び地域社会のために、実効的な事業レベルの苦情処理メカニズムを確立し、またはこれに参加すべきである。

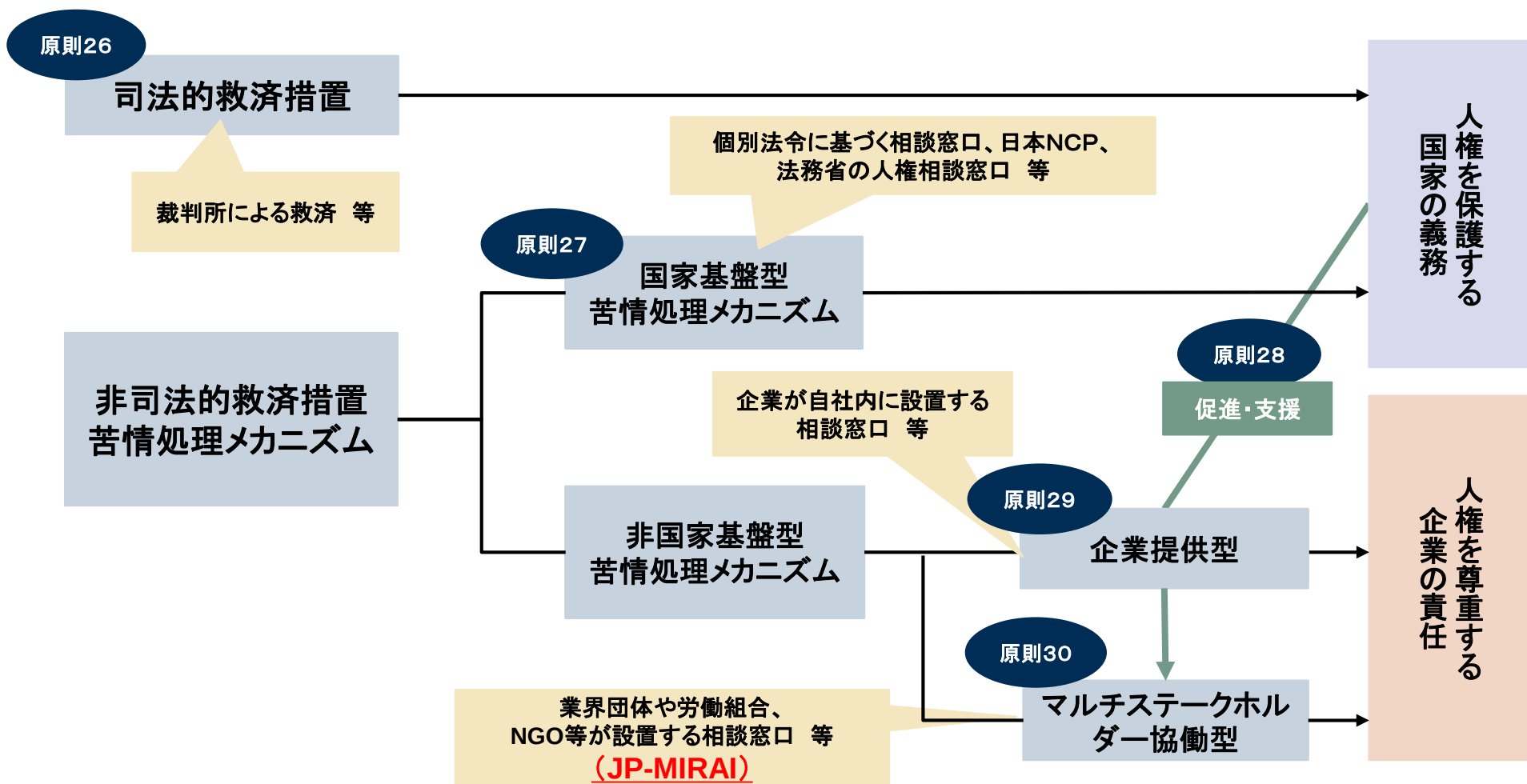
原則30

- 産業団体、マルチステークホルダー、及びその他が関わる協働型の取組みで人権に関連する基準の尊重を基礎にするものは、実効的な苦情処理メカニズムを備えているべきである。

指導原則における救済メカニズム③

- 国家及び企業に提供が求められる指導原則上の救済メカニズムを整理すると、概ね下記の通り。

※別途、国際的な非司法的・準司法的救済として、人権条約に基づく個人通報制度等も存在する(但し、日本は未導入)。



指導原則における救済メカニズム④

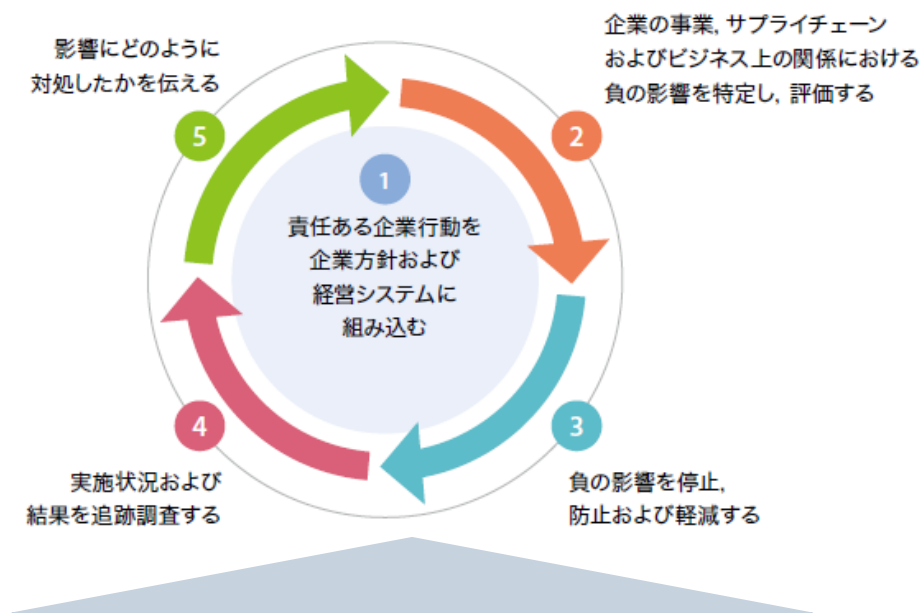
■ 指導原則(原則31)によれば、非司法的苦情処理メカニズムの実効性を確保するためには、下記の8つの条件が必要とされている。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 正当性 | ステークホルダーから信頼され、 <u>苦情処理のプロセスの公正な遂行</u> に対して責任を負う。 |
| 2 | アクセス可能性 | 利用者全てに認知され、 <u>アクセスする際に支援が必要な人々に対し、適切な支援を提供</u> する。 |
| 3 | 予測可能性 | 各段階に <u>目安となる所要期間を示した、明確で周知された手続</u> が設けられている。利用可能なプロセスや得られる成果の種別、履行をモニタリングの手段が明確である。 |
| 4 | 公平性 | 被害を受けた当事者が、公平な苦情処理プロセスに参加するために、 <u>必要な情報源、助言及び専門知識への正当なアクセスを確保</u> する。 |
| 5 | 透明性 | 当事者に <u>苦情の進捗状況を継続的に知らせ、苦情処理メカニズムのパフォーマンスに関する十分な情報を提供</u> して、実効性について信頼を構築する。 |
| 6 | 権利との適合性 | 結果及び救済が、 <u>国際的に認められた人権に適合</u> していることを確保する。 |
| 7 | 継続的学習の源泉 | メカニズムを改善し、 <u>今後の苦情や被害を防止するための教訓を明確にする手段</u> を取る。 |
| 8 | エンゲージメントと対話 | <u>ステークホルダーとメカニズムの設計やパフォーマンスについて協議</u> し、苦情に対処し解決する手段として対話に焦点を合わせる。(企業が運営する事業レベルの苦情処理メカニズムについて) |

企業の人権に関する取組の全体像

- 人権に関して、企業に求められる一連の取組は下記の通り。①人権に関するコミットメントとして方針を定め、②方針に基づいて継続的な人権デュー・ディリジェンスプロセスを確立し、③それらの一連の取組を救済へのアクセス整備によって補完していく。

図1. デュー・ディリジェンス・プロセス、及びこれを支える手段



苦情処理メカニズムの構築による PDCAの補完

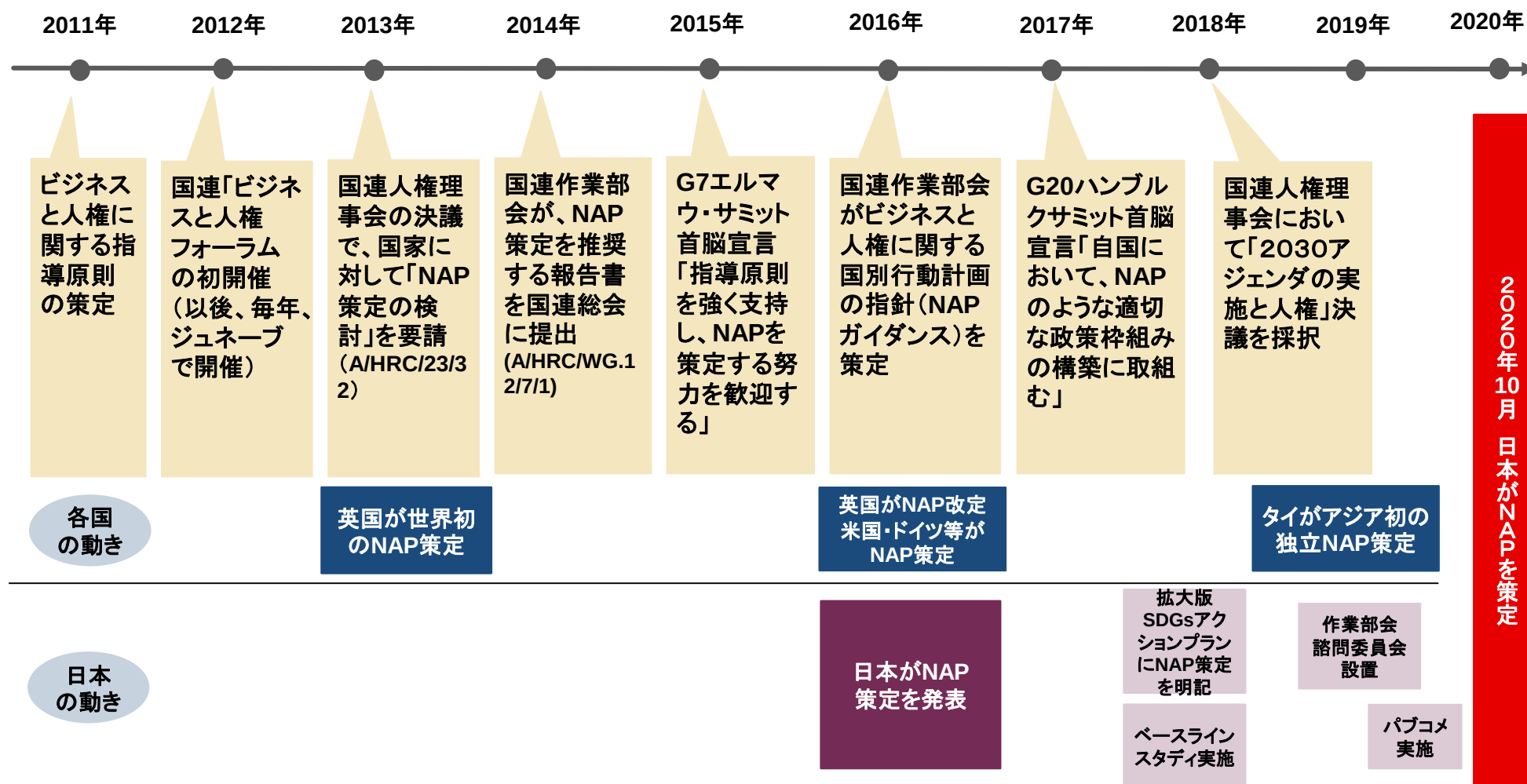
是正措置の実施は、デュー・ディリジェンスを構成する要素ではなく、デュー・ディリジェンスによって可能となり、またデュー・ディリジェンスによって支えられるべき、分けられた重要なプロセスである。

苦情処理および是正措置のプロセスは、デュー・ディリジェンスと相互に作用し合い、企業が責任ある企業行動に関する影響を認識し、対応するための経路を提供することによって、最終的にはデュー・ディリジェンスの支えとなり得るものである。

デュー・ディリジェンスのプロセスについてのQ&A(Q48)より

II. ビジネスと人権に関する国別行動計画(NAP)

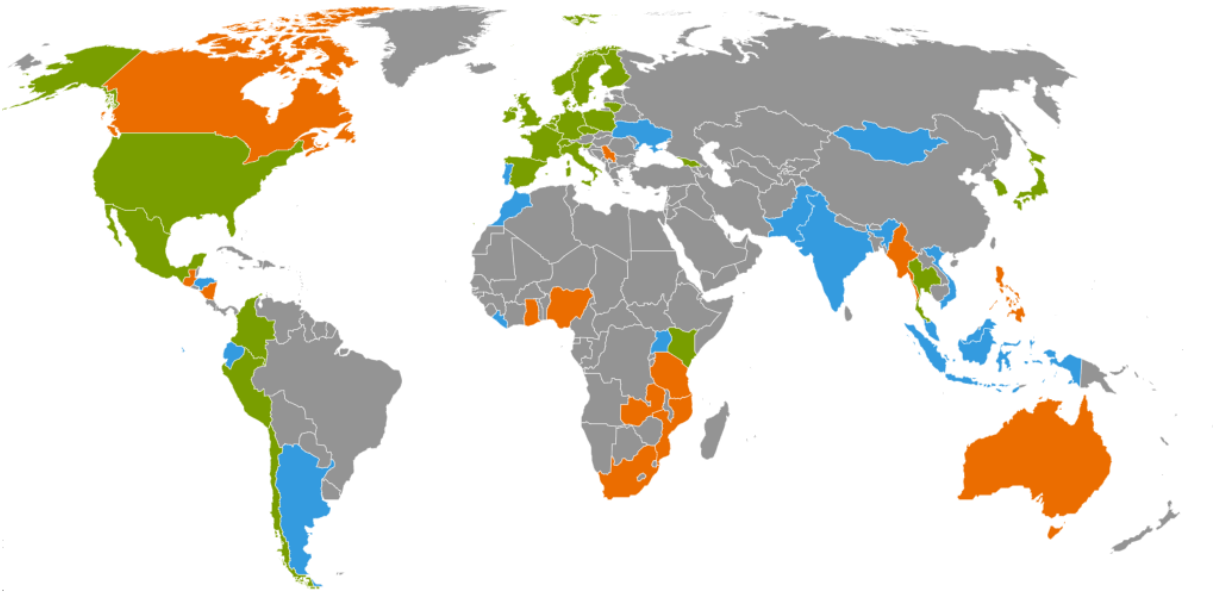
日本における「ビジネスと人権に関する行動計画」(NAP)策定までの流れ



(出所) 外務省「ビジネスと人権」、OHCHR WebサイトよりMURC作成

NAPの策定状況

策定済の国: 28ヶ国



- 右に示した国の他、グルジア(ジョージア)・韓国・メキシコの3か国は、「人権に関する国別行動計画」の中に、「ビジネスと人権」の章を設けている。
(独立したNAP策定が25ヶ国で、上記3か国を加えた28ヶ国を策定済と表記)

(出所) Global NAP Webサイト、OHCHR Webサイトより
<https://globalnaps.org/#>, <https://www.ohchr.org/EN/Issues/Business/Pages/NationalActionPlans.aspx>

年	国	改定等
2013年	英国	2016年改定
	オランダ	
2014年	デンマーク	
	フィンランド	
2015年	リトアニア	
	スウェーデン	
	ノルウェー	
	コロンビア	2020年改定
2016年	スイス	2020年改定
	イタリア	
	米国	
	ドイツ	
2017年	フランス	
	ポーランド	
	スペイン	
	ベルギー	
	チリ	
	チェコ	
	アイルランド	
2018年	ルクセンブルグ	2020年改定
	スロベニア	
2019年	ケニア	
	タイ	
2020年	日本	24か国目、アジアで2番目
2021年	ペルー	

ビジネスと人権に関する行動計画(概要)①

「ビジネスと人権」に関する行動計画(概要)

令和2年10月

「ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議」

第1章

行動計画ができるまで

1 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性

- 「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」の策定、国連グローバル・コンパクトの提唱といった中、国連は「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持。G7・G20の首脳宣言でも行動計画に言及。
- 投資家等の求めもあり、企業も人権尊重への対応が必要。企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要。
- 日本ではこれまで人権の保護に資する様々な立法措置・施策を実施し、企業はこれに対応。
- 「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、一層の取組が必要との観点から、政府として行動計画を策定。
- 新型コロナウイルス感染症の文脈においても、行動計画を着実に実施していく必要。

2 行動計画の位置付け

- 「指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO多国籍企業宣言」等を踏まえ作成。
- SDGsの実現に向けた取組の一つと位置付け。

3 行動計画の策定及び実施を通じ目指すもの

- 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- 「ビジネスと人権」関連政策に係る一貫性の確保
- 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- SDGsの達成への貢献

4 行動計画の策定プロセス

現状把握調査を含め、経済界、労働界、市民社会等との意見交換会を実施。令和2年2月に原案を作成し、パブリックコメントを実施。

第2章

行動計画

1 基本的な考え方

- (1) 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (2) 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (3) 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
- (4) サプライチェーンにおける人権尊重を促す
- (5) 救済メカニズムの整備及び改善

2 分野別行動計画

→詳細は次頁。

第3章

政府から企業への期待

政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、**人権デュー・ディリジェンスのプロセス**(※)を導入することを期待。
(※ 企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと。)

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

行動計画期間は5年。毎年、関係府省庁連絡会議において実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設け、その概要を公表。公表3年後に中間レビュー、5年後に改定。

【基本的な考え方】

(5) 救済メカニズムの整備及び改善

- 企業活動において、人権侵害が生じた場合のために、まず、救済措置(司法的救済及び非司法的救済)が整備されているところ、政府として、引き続き**司法的救済へのアクセス確保及び必要に応じた改善に向けて努める**だけでなく、個別法令に基づく相談窓口(労働者、障害者、消費者等)や、(株)国際協力銀行(以下、「JBIC」という。)**ガイドライン**、(独)国際協力機構(以下、「JICA」という。)**環境社会配慮ガイドライン**、(株)日本貿易保険(以下、「NEXI」という。)**環境社会配慮のためのガイドライン**、及びそれらに基づく異議申立手続や「OECD多国籍企業行動指針」に係る日本連絡窓口(以下、「日本NCP」という。)等、**複数からなる非司法的救済に関する取組を活用し、アクセス確保及び必要に応じた改善に向けて努める。**

ビジネスと人権に関する行動計画(概要)②

第2章 2. 分野別行動計画

(1) 横断的事項

- | | | | | | |
|---|--|---|--|---|--|
| ア. 労働（ディーセント・ワークの促進等） <ul style="list-style-type: none"> ディーセント・ワークの促進 ハラスメント対策の強化 労働者の権利の保護・尊重（含む外国人労働者、外国人技能実習生等） | イ. 子どもの権利の保護・促進 <ul style="list-style-type: none"> 人身取引等を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献 児童買春に関する啓発 子どもに対する暴力への取組 スポーツ原則・ビジネス原則の周知 インターネット利用環境整備 「子供の性被害防止プラン」の着実な実施 | ウ. 新しい技術の発展に伴う人権 <ul style="list-style-type: none"> ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損等への対応 AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進 | エ. 消費者の権利・役割 <ul style="list-style-type: none"> エシカル消費の普及・啓発 消費者志向経営の推進 消費者教育の推進 | オ. 法の下での平等（障害者、女性、性的指向・性自認等） <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン等の推進 障害者雇用の促進 女性活躍の推進 性的指向・性自認への理解・受容の促進 雇用分野における平等な取扱い 公衆の使用の目的とする場所での平等な取扱 | カ. 外国人材の受入れ・共生 <ul style="list-style-type: none"> 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進 |
|---|--|---|--|---|--|

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

- ア. 公共調達**
- 「ビジネスと人権」関連の調達ルール徹底
- イ. 開発協力・開発金融**
- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施
- ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大**
- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
 - 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
 - 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
 - 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定の締結に努力
 - 日EU・EPAに基づく市民社会との共同対話
- エ. 人権教育・啓発**
- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知・研修
 - 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
 - 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
 - 中小企業向けの啓発セミナーの継続
 - 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
 - 教育機関等に対する、行動計画等の周知
 - 行動計画の周知等における国際機関との協力

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

- ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進**
- 業界団体等を通じた日本企業に対する行動計画の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
 - 「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO宣言」及び「ILO多国籍企業宣言」の周知
 - 在外公館や政府関係機関の現地事務所等における海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知等
 - 「価値協創ガイダンス」の普及
 - 女性活躍推進法の着実な実施
 - 環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
 - 海外における国際機関の活動への支援
- イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援**
- 「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
 - 中小企業を対象としたセミナーの実施
 - 取引条件・取引慣行改善に係る施策

(4) 救済へのアクセスに関する取組

- 司法的救済及び非司法的救済**
- 民事裁判手続のIT化
 - 警察官、検察官等に対する人権研修
 - 日本NCP（国別連絡窓口）の活動の周知とその運用改善
 - 人権相談の継続
 - 人権侵害の予防、被害の救済
 - 個別法令等に基づく対応の継続・強化（労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護）
 - 裁判外紛争解決手続の利用促進
 - 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

(5) その他の取組

- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進

2

(出所) 外務省「ビジネスと人権」に関する行動計画概要より
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html

NAPにおいて示された「救済へのアクセス」に関する取り組み①

		施策	担当省庁
今後行っていく具体的な措置	民事裁判手続のIT化	■ 訴状等のオンライン提出 ■ 訴訟記録の電子化 ■ 関係者の現実の出頭を要しないウェブ会議等を利用した争点整理や証拠調べ等の実現 ■ 法制審議会における調査審議を踏まえた民事訴訟法等の改正	■ 法務省
	警察官、検察官等に対する人権研修	■ 警察職員に対する人権の国際的潮流等を含めた人権課題についての教育	■ 警察庁
		■ 検察官に対する人権諸条約や犯罪被害者等をテーマとした講義の実施等を通じた人権に関する理解の増進 ■ <u>出入国在留管理庁関係職員を対象に、在職年数に応じて実施している研修において、人権関係法規、人権擁護の現状及び人身取引関係の講義等を引き続き実施していく。また、業務の中核となり、実務に携わる職員等を対象とした研修において、人権に関する諸条約、人身取引対策等について講義を実施する等し、人権問題に関する知識を深め、適切な業務処理に資する人材を育成することに引き続き努めていく。</u>	■ 法務省
	「OECD多国籍企業行動指針」に基づく日本NCPの活動の周知とその運用改善	■ 「OECD多国籍企業行動指針」に基づき、担当3省間の連携強化・円滑化 ■ 公平性と中立性の確保、手続の透明化 ■ 広報活動の実施 ■ サプライチェーンにおける人権尊重やジェンダーの視点にも留意。政労使で構成される日本NCP委員会との協力と有識者への助言要請の実施	■ 厚生労働省
			■ 外務省、厚生労働省、経済産業省

(出所) 外務省「ビジネスと人権」に関する行動計画よりMURC作成(一部要約)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html

NAPにおいて示された「救済へのアクセス」に関する取り組み②

		施策	担当省庁
今後行っていく具体的な措置	人権相談(みんなの人権110番等)の継続	■ <u>外国人のための人権相談所等では、10か国語での外国語による人権相談に対応している。さらに、子どもや女性の人権問題に関しては、専用の相談電話を設置している。</u>	■ 法務省
	人権侵害の予防及び被害の救済	■ 人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査の実施、関係機関の連携等を通じた被害の救済 及び予防の実施	■ 法務省
	個別法令等に基づく対応の継続・強化(労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護)	■ <u>技能実習法に基づき、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣への申告のほか、外国人技能実習機構による技能実習生に対する母国語での相談対応及び人権侵害発生時等、技能実習の実施が困難となった際の転籍支援を引き続き実施していく。</u>	■ 法務省・厚生労働省
		■ 「公益通報者保護法」等を踏まえた事業者及び行政機関における通報・相談窓口設置の促進	■ 消費者庁
	裁判外紛争解決手続の利用促進	■ 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づく認証紛争解決手続の利用促進	■ 法務省
		■ <u>その他の様々なステークホルダーが提供する取組について、その利用促進を図るため、周知等の支援を行う。</u>	■ 全府省庁
	開発協力・開発金融における相談窓口の継続	■ JICA「環境社会配慮ガイドライン」の遵守を確保するための異議申立手続の継続実施 ■ 異議申立時の適切な調査、対話の促進、結果の公開等の実施	■ 外務省
		■ JBIC「環境ガイドライン」の遵守を確保するための異議申立手続の継続実施 ■ 異議申立時の独立した担当審査役による判断や結果の公開等の実施	■ 財務省
		■ 運用の改善等を通じた実効性の向上	■ 外務省・財務省

(出所) 外務省「ビジネスと人権」に関する行動計画よりMURC作成(一部要約)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html

(ご参考) 政府が設置する相談窓口

日本NCP（「OECD多国籍企業行動指針」に基づく日本連絡窓口）：外務省

「OECD多国籍企業行動指針」の普及、「行動指針」に関する照会処理、問題解決支援のため、各国に「連絡窓口」が設置され、我が国においては外務省・厚生労働省・経済産業省の三者で構成されています。

法的トラブル等に関する相談窓口

- ▶ [法的トラブル解決のための総合案内所](#) ：日本司法支援センター（法テラス）

人権相談 ：法務省

職場におけるトラブルに関する相談窓口

- ▶ [個別労働紛争解決制度（労働相談、助言・指導、あっせん）](#) ：厚生労働省
- ▶ [ハラスメント悩み相談室](#) ：厚生労働省

障害者への相談窓口

- ▶ [障害に関する相談窓口](#) ：内閣府
- ▶ [障害者の方への施策](#) ：厚生労働省

外国人技能実習生を含む外国人労働者への相談窓口

- ▶ [相談窓口・情報受付](#) ：出入国在留管理庁
- ▶ [外国人労働者向け相談ダイヤル、労働条件相談ほっとライン、外国人労働者相談コーナー](#) ：厚生労働省
- ▶ 外国人技能実習生向け[母国語相談](#) 、[情報提供](#) ：外国人技能実習機構

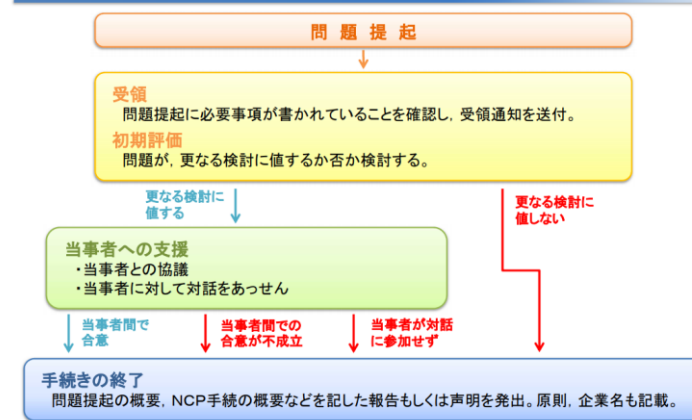
（出所）外務省「ビジネスと人権 救済へのアクセス」より https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bhr/salvation_access.html

(ご参考)「OECD多国籍企業行動指針」に基づく日本NCPとは

- OECD多国籍企業行動指針の2000年改訂で導入された各国連絡窓口(NCP:National Contact Point)。多国籍企業が人権侵害や環境破壊を行っている等といった当該行動指針違反の疑いがある場合、NGOや労働組合等は各国のNCPに通報することができる。日本では、外務省・厚生労働省・経済産業省の3省で構成される。

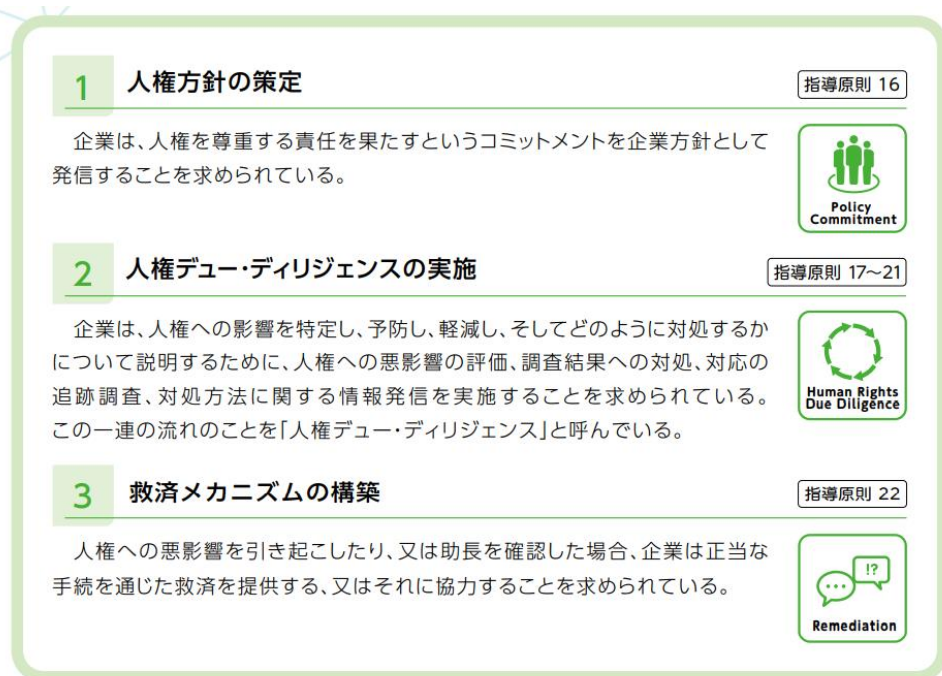
I	定義と原則	参加国政府は「行動指針」の普及を促進し、「各国連絡窓口(NCP)」を設置。
II	一般方針	持続可能な開発の達成、人権の尊重、能力の開発、人的資本の形成、良いコーポレート・ガバナンスの維持等のため企業は行動すべき。
III	情報開示	企業は、活動、組織、財務状況及び業績等について、タイムリーかつ定期的に情報開示すべき。
IV	人権 (2011年新設)	企業には人権を尊重する責任があり、自企業及び取引先の活動等において、適切に人権デュー・ディリジェンスを実施すべき。
V	雇用・ 労使関係	企業は、労働者の権利の尊重、必要な情報の提供、労使間の協力促進、途上国で活動を行う際の十分な労働条件の提供、訓練の提供、集団解雇の合理的予告等を行うべき
VI	環境	企業は、環境、公衆の健康及び安全等を保護し、持続可能な開発の達成等に向け十分考慮を払うべき。
VII	贈賄、贈賄要求、 金品の強要の 防止	企業は、賄賂その他の不当な利益の申し出、約束又は要求等を行うべきでない。
VIII	消費者利益	企業は公正な事業、販売及び宣伝慣行に従って行動し、提供する物品・サービスの安全性と品質確保等のため合理的な措置を実施すべき。
IX	科学・技術	企業は、受入国の技術革新能力の発展、受入国への技術・ノウハウの移転等に貢献すべき。
X	競争	企業は、法律・規則の枠内において競争的な方法で活動すべき。
XI	納税	企業は納税義務を履行することにより、受入国の公共財政に貢献すべき。

行動指針に係る問題処理制度



NAPにおいて示された「政府から企業への期待」

- 「政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権及び「ILO宣言」に述べられている基本的権利に関する原則を尊重し、「指導原則」その他の関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入すること、また、サプライチェーンにおけるものを含むステークホルダーとの対話を行うことを期待する。さらに、日本企業が効果的な苦情処理の仕組みを通じて、問題解決を図ることを期待する。」



企業の実施状況は、評価指標を用いて
モニタリングを実施

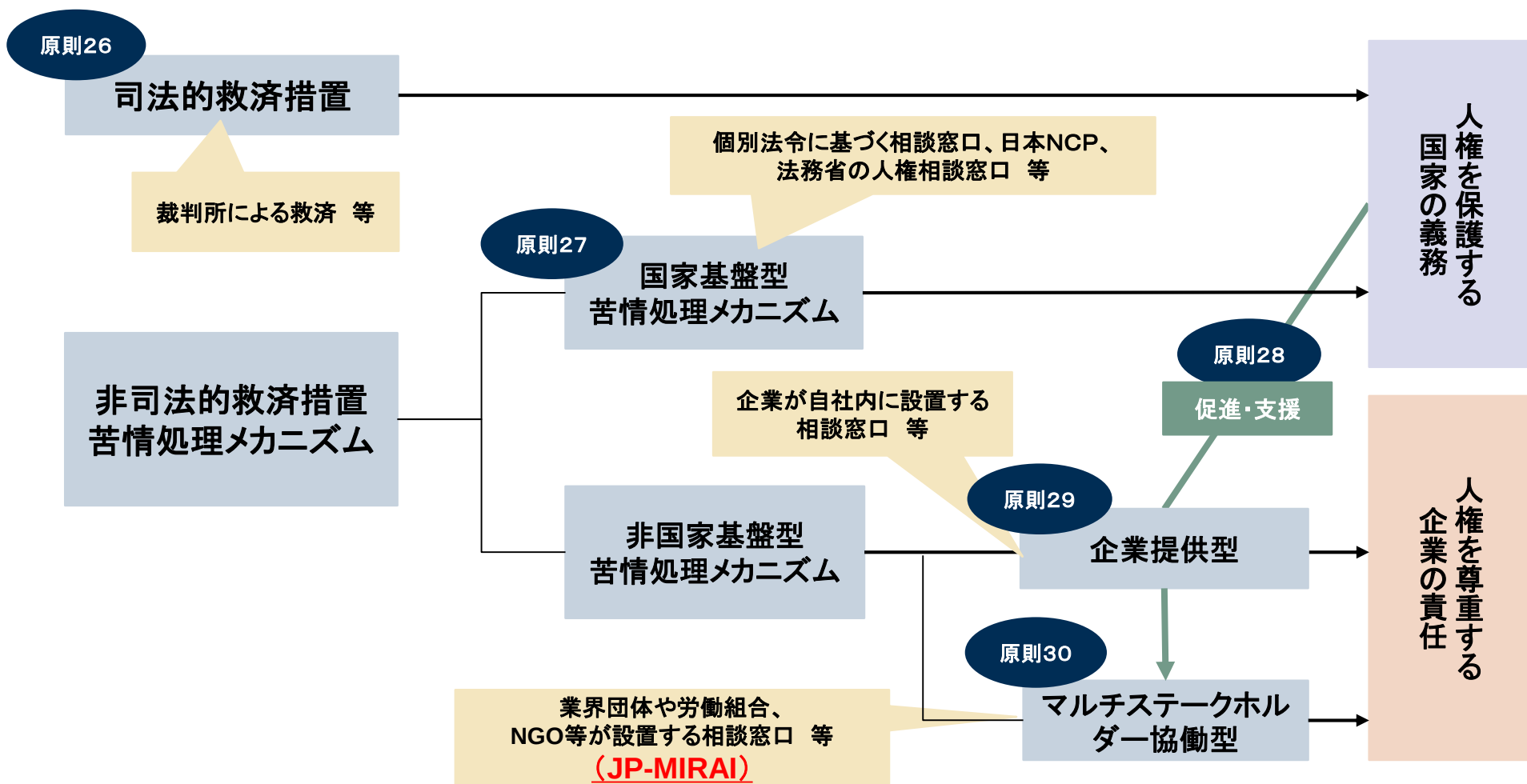
- **行動計画の期間は5年**で、毎年実施状況を確認していく。
- 行動計画策定・実施の結果として、企業における**人権デュー・ディリジェンスがどの程度推進されたかを確認**できるよう、企業への聴取を企業団体等と協力して実施することを検討する。
- **3年後から中間レビュー**を実施し、4年後から改訂に着手。**5年後には改定**を行う予定である。

Ⅲ. 国内における「救済メカニズム」の課題

指導原則における救済メカニズム(再掲)

- 国家及び企業に提供が求められる指導原則上の救済メカニズムを整理すると、概ね下記の通り。

※別途、国際的な非司法的・準司法的救済として、人権条約に基づく個人通報制度等も存在する(但し、日本は未導入)。



国内における救済メカニズムの課題（主にNAPと指導原則の関連から）

政府の課題

- 人権に関する救済制度の拡充（国内人権機関、個人通報制度）
- 司法的救済へのアクセス確保に関する施策の充実
- 非司法的救済制度の周知・広報
- 企業や業界団体、労働組合やNGO等が提供する非国家型の救済制度へのアクセスの促進

企業の課題

- 非司法的苦情処理メカニズムの実効性の確保
 - アクセス可能性
 - － アクセスへの障壁は、メカニズムに対する認知不足、使用言語、識字能力、費用、所在地の問題及び報復に対する恐れを含むであろう（原則31解説）
 - 国際的に認められた人権との適合性
 - － 苦情は人権という視点から構成されていないことがしばしばで、当初は人権への懸念を提起しないことも多い。しかしながら、結果が人権への関わりを持つ場合は、国際的に認められた人権に合致したものになるように注意すべきである。（原則31解説）
- 人的リソース・金銭的リソース・知的リソース等をどの様に担保するか？
⇒ マルチステークホルダー連携の重要性

最後にもう一度・・

- 権利と救済には密接な関係がある。人権が侵害された場合、その権利の保有者は義務を負担する者に救済措置を求めることができない。 救済措置は実効性のあるものでなければならず、そうでなければ権利は実際にはほとんど意味をなさない。したがって、「被害に対する効果的な救済を受ける権利は、国際人権法の中核的な原則である」

(General Assembly, Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises, A/72/162 (18/07/2017)より)

⇒NAPは「Living Document(生きた文書)」と言われている。
既存のNAPをどう活かしていくかが問われる！

**ご清聴
ありがとうございました**

特記事項等

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません
- また、本資料は、講演者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません
- 本資料に基づく決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず、出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。弊社の事前の承諾なく本資料の全部または一部を転載、複製、転送等により使用することを禁じます。本資料の全文または一部を転載・複製する際は、当社までご連絡下さい

〒105-8501
東京都港区虎ノ門五丁目11番2号 オランダヒルズ森タワー
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
コンサルティング事業本部 サステナビリティビジネスユニット
サステナビリティ戦略部
シニアコンサルタント
櫻井 洋介



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

www.murc.jp/